

鳥取県告示第 349 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「旧法」という。）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

ア 医療費の自己負担部分の窓口での収納事務

イ 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）第 8 条に規定する使用料及び手数料の窓口での収納事務及び未収金の収納事務

2 委任を受けた分任出納員

鳥取県立鳥取療育園

次 長 前田 功

企画外来係長 田中 茂子

非常勤職員 鳥飼 梢

3 委任期間

平成20年 4 月24日から平成21年 3 月31日まで